

柔道整復師(整骨院・接骨院)の受診照会にご協力ください!!

「けんぽだより 冬号」でもご紹介したように、整骨院・接骨院での治療(施術)は、捻挫や打撲など急性の外傷によるものに限られています。そこで当組合では、皆さまに収めていただいた大切な保険料を有効に使うため、また、医療費適正化の一環として、整骨院・接骨院からの請求内容と皆さまやご家族の受けられた受診内容との照合やその請求が適切なものであるかを外部専門業者に業務委託をして点検を行うことにしました。

そこで整骨院・接骨院からの請求内容を点検するために、委託先より受診された皆さまに受診内容や負傷原因等を照会をする場合がありますので、確認書類が届きましたらご記入のうえお手数ですが下記委託業者までご返送くださいますよう、ご理解とご協力をお願いします。

委託業者(照会元)：株式会社大正オーディット

※この施術内容照会により知り得た個人情報取り扱いに関しては、個人情報保護法に基づき、施術内容審査に限定し、他の目的には一切使用しないよう契約を締結しています。

診療報酬と介護報酬が改定されました

平成24年度の診療報酬は本体(医科・歯科・調剤)が1.379%プラス、薬価等(薬価・材料)が1.375%マイナスで、全体の改定率は0.004%プラスとなり、前回改定に続いて引き上げられました。重点項目としては、救急、産科、小児、外科等の急性期医療を適切に提供し続けることができるよう推進を図ることなどが挙げられます。

介護報酬は、介護職員の待遇改善の確保や地域包括ケアの推進等を踏まえ、1.2%引き上げられました。

ジェネリック医薬品の取扱いが一部変更になりました

ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進のための改定が行われ、ジェネリック医薬品がより利用しやすくなります。

～薬をもらうとき、ジェネリック医薬品の情報が受け取れます～

薬局で薬を受け取るときに、使用している薬のジェネリック医薬品の有無、価格、在庫などの情報をもらえるようになりました。これにより、新薬(先発薬)からジェネリック医薬品への切り替えについて、医師や薬剤師に相談しやすくなることが期待されます。

～処方せん様式が変更になります～

これまでは処方せんの「ジェネリック医薬品への変更不可欄」に医師が署名や押印をすると、処方せんに記載されたすべての医薬品がジェネリック医薬品に変更できなくなっていました。今後は個々の医薬品について変更可否を明示する様式に変更されました。複数の薬を処方されている方は、新たにジェネリック医薬品を利用できる可能性があります。



70歳から74歳の医療費の窓口自己負担割合は1割に据置き

平成24年4月より1割から2割負担(現役並み所得者を除く)に変更になる予定でしたが、平成25年3月31日まで1割負担に据置かれます。

平成24年度 任意継続被保険者の保険料のお知らせ

任意継続者被保険者の平成24年度標準報酬月額の上限は470,000円です。

470,000円の場合の月額保険料は下記のとおりです。

	標準報酬月額	健康保険料	介護保険料	月額保険料
平成24年4月分保険料より	470,000円	37,130円	4,700円	41,830円

* 任意継続被保険者の標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額が前年度9月30日現在の当組合の平均標準報酬月額470,000円のいずれか低い額となっています。

退職時の標準報酬月額が470,000円未満



退職時の標準報酬月額となります

退職時の標準報酬月額が470,000円以上



標準報酬月額は470,000円となります